

経営改善計画策定支援事業等について

九州経済産業局 中小企業金融課

令和5年3月

中小企業活性化協議会による事業者のフェーズに応じた支援

- 中小企業活性化協議会は、産業競争力強化法に基づき2003年に創設された中小企業再生支援協議会が前身。中小企業の「駆け込み寺」として全国47都道府県に設置し、地銀OBや士業等の専門家を配置。
- 中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの最大化を目指し、中小企業活性化協議会がハブとなり、事業者のフェーズに応じて認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会が伴走支援する体制を整備。

相談 対応	計画策定・金融調整支援		
	収益力改善フェーズ	再生フェーズ	再チャレンジフェーズ
中小企業活性化協議会が一元的に対応	認定経営革新等支援機関が伴走		
	早期経営改善支援（'17～） - 金融支援まで至る前段階において、早期の経営改善を必要とする事業者が対象。 - 事業者は、認定経営革新等支援機関の支援を受け、資金繰り計画等の基本的な計画を策定。	経営改善支援（通常枠/'13～） リスク、新規融資等の金融支援を必要としているものの自らの力では経営改善計画を策定できない事業者が対象。事業者は、認定経営革新等支援機関の支援を受け、営改善計画を策定。	経営改善支援（中小版GL枠※/'22～） 私的整理に取り組む事業者を対象とし、中小企業の事業再生等のための私的整理手続（中小版GL）に基づき、事業者は認定経営革新等支援機関、第三者支援専門家等の支援を受け、計画を策定。
	収益力改善支援（'22～） - 有事に移行する恐れのある中小企業が対象。 - 収益力改善計画（収益力改善アクションプラン＋簡易な収支・資金繰り計画）の策定を支援。	プレ再生支援（'22～） 将来の本格的な再生計画策定を前提とした経営改善を支援。	再チャレンジ支援（'18～） - 事業継続が困難な中小企業、経営者等が対象。 - 円滑な廃業・経営者等の再スタートに向け、新協議会は、中小版GLや経営者保証GL等を活用し、弁護士等の外部専門家をサポート。
	再生支援（'03～） - 収益性のある事業はあるが、財務上の問題がある事業者が対象。 - 専門家の支援を受けて、債権放棄や第二会社方式などの抜本的な再生手法を含む再生計画を策定。		
	中小企業活性化協議会が伴走		

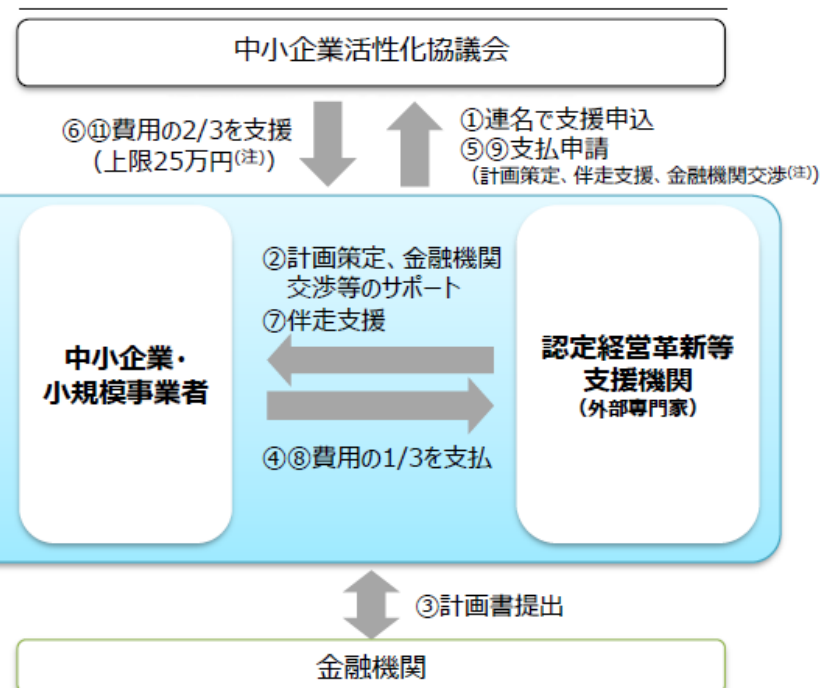
※「中小企業の事業再生等に関するガイドライン＜第三部＞中小企業の事業再生等の指摘整理手続」に基づく計画策定支援

早期経営改善計画策定支援：ポストコロナ事業

- 資金繰りの管理や自社の経営状況の把握などに取り組む中小企業を対象に、認定経営革新等支援機関が、資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプラン等の策定を支援。
- 中小企業が認定経営革新等支援機関に対し支払う費用の2/3を中小企業活性化協議会が支援する。
- コロナ等の影響を鑑み、2022年度中は、過去に本制度を利用した先（※）の再度の利用も可能

※新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢又は原油価格の高騰等によって影響を受け業況が悪化した者

事業スキーム



制度概要（イメージ）

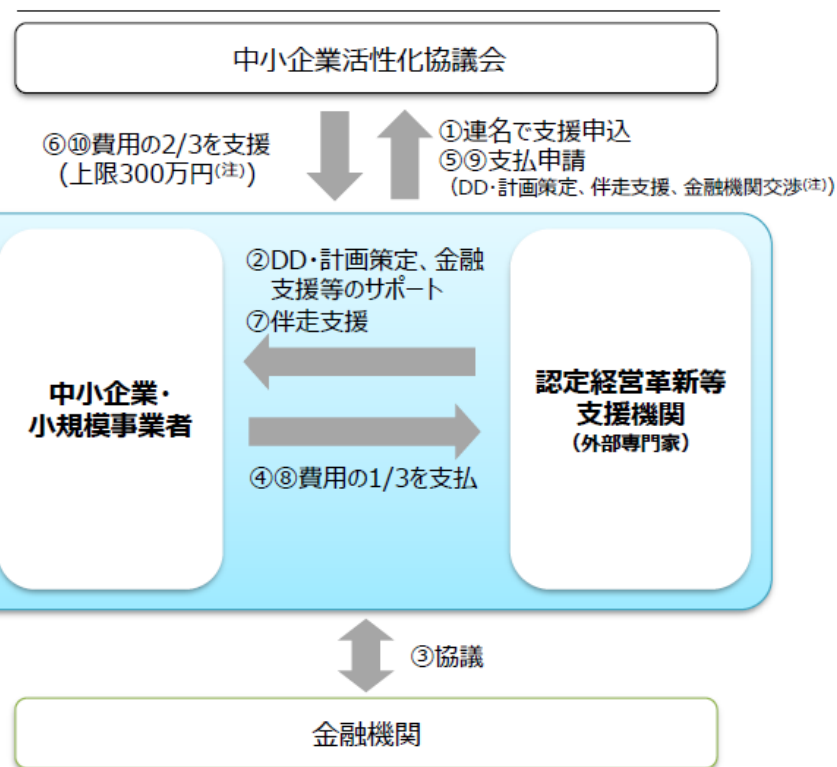
	通常枠	経営者保証解除枠
補助対象経費	①計画策定支援費用 ②伴走支援費用（期中） ③伴走支援費用（決算期）	①計画策定支援費用 ②伴走支援費用（期中） ③伴走支援費用（決算期） ④金融機関交渉費用
補助率	①2/3（上限15万円） ②2/3（上限 5万円） ③2/3（上限 5万円）	①2/3（上限15万円） ②2/3（上限 5万円） ③2/3（上限 5万円） ④2/3（上限10万円）
備考	●伴走支援（期中）は事業者の希望に応じて、実施。 ●2022年度は、コロナ、ウクライナ情勢又は原油価格の高騰等に起因した影響を受けている事業者は過去にプレ405及びポストコロナ事業並びに405事業を利用している場合、2回まで利用可能。	●伴走支援（期中）及び金融機関交渉は事業者の希望に応じて、実施。 ●2022年度は、コロナ、ウクライナ情勢又は原油価格の高騰等に起因した影響を受けている事業者は過去にプレ405及びポストコロナ事業並びに405事業を利用している場合、2回まで利用可能。

(注)経営者保証解除を目指した計画を作成し、金融機関交渉を実施する場合、別途費用の2/3を補助（補助上限額10万円）

経営改善計画策定支援：405事業

- 融資条件の見直し（金融支援）を伴う本格的な経営改善の取組が必要な中小企業を対象として、認定経営革新等支援機関が経営改善計画の策定を支援。
- 中小企業が認定経営革新等支援機関に対し支払う費用の2/3を中小企業活性化協議会が支援する。

事業スキーム



制度概要（イメージ）

	通常枠	中小版GL枠
補助対象経費	①DD・計画策定支援費用 ②伴走支援費用（モニタリング費用） ③金融機関交渉費用	①DD 費用等 ②計画策定支援費用 ③伴走支援費用
補助率	①2/3（上限 200 万円） ②2/3（上限 100 万円） ③2/3（上限 10 万円）	①2/3（上限 300 万円） ②2/3（上限 300 万円） ③2/3（上限 100 万円）
備考	●③金融機関交渉費用（補助率2/3、上限 10 万円）は、経営者保証解除を目指した計画を作成し、金融機関交渉を実施する場合に対象。	●中小企業の事業再生等のための私的整理手続に基づいた取組であることが交付要件。 ●第三者支援専門家費用も補助対象。

（注）経営者保証解除を目指した計画を作成し、金融機関交渉を実施する場合、別途費用の2/3を補助（補助上限額10万円）

中小企業活性化協議会 連絡先一覧

	住所	電話番号	URL
福岡県中小企業活性化協議会	福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル9階	092-441-1221	https://fukuoka-kyogikai.go.jp/
佐賀県中小企業活性化協議会	佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル4階	0952-27-1035	https://saga-kyogikai.go.jp/
長崎県中小企業活性化協議会	長崎市桜町4番1号 長崎商工会館3階	095-811-5129	https://nagasaki-saisei.com/
熊本県中小企業活性化協議会	熊本市中央区横紺屋町 1 0 熊本商工会議所ビル 3F	096-311-1288	https://kumamoto-kyogikai.go.jp/
大分県中小企業活性化協議会	大分県大分市金池町 3 丁目 1 - 6 4	097-540-6415	https://oita-kyogikai.go.jp/
宮崎県中小企業活性化協議会	宮崎市錦町1-10 KITENビル7階	0985-22-4708	https://www.miyazaki-cci.or.jp/miyazaki/other/management/saiseishien.html
鹿児島県中小企業活性化協議会	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル8階	099-805-0268	http://www.kagoshima-cci.or.jp/?page_id=466